

安全・安心まちづくり委員会の役割

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例(H18. 3制定)



安全・安心まちづくり委員会の設置(H18)

【委員会の役割】

1 基本計画の策定

- ・現在の基本計画は、H23年度開催の安全・安心まちづくり委員会の答申に基づき、H24年3月に策定
- ・計画期間はH24年度～H28年度の5年間

2 基本計画に沿って実施される各事業への意見・提言



今回の委員会においては、平成24年4月に策定された基本計画に基づき、各事業がより効果的に実施されるよう、県に対し、意見・提言を行う。